

2019年度税制改正要望重点項目について

立憲民主党税制調査会

立憲民主党税制調査会は、現下の課題に対応しつつ、「公平」「納得」「透明」「簡素」の4原則の下、税制が、「所得再分配機能」「財源調達機能」「経済安定化機能」を十二分にその役割として果たすことのできるよう、また、新たな価値観や生き方に即したバランスのとれた、「まっとうな税制」を実現する必要があることから、2019年度税制改正について、下記の諸点について、かかる措置を講じるべきと考える。

1. 消費税率引き上げとその対策等について

(1) 消費税率の引き上げについて

格差是正を具体化する総合合算制度等の措置が行われず、需要、消費共に伸び悩んでいる現在の景気環境に鑑みれば、2019年10月の消費税率引き上げは行うべきではない。法人課税、金融所得課税など抜本的な見直しに着手すべき税目は多く、そのような現状の検証を見極めたのち、消費課税のあり方については議論すべきである。

(2) 消費税率の引き上げに伴う対策について

消費税率引き上げに関しては、複数税率（軽減税率）、クレジットカード利用者への一定ポイントの還元、低所得者向けのプレミアム商品券の配布などが検討されている。しかし、いずれの施策も消費税が有する逆進性の対策、痛税感の緩和には全く意味をなさないことから、早急に給付付き税額控除など、逆進性に十分効果を発揮できる措置を講じるべきである。

(3) 医療機関における控除対象外消費税について

控除対象外消費税問題解消に向け、診療報酬への補填を維持した上で、ゼロ税率を含めた新たな税制上の措置を早期に講じる。

2. 格差是正に向けた金融所得課税の抜本的見直し

2019年度税制改正において、金融所得課税の見直しが早期に見送られたことは、株価頼みのアベノミクスの限界が露呈したものであり、極めて憂慮すべき事態である。株価は最高値を記録するなど、金融所得の増加は厳然と存在する事実であり、税制における所得再分配機能を強化し、格差を是正するためにも、税率の引き上げや総合課税など、その抜本的見直しを早急に進めるべきである。

3. 「くらし」と「環境」の両立を図る税制

(1) 地方の「足」を奪わない簡素な自動車関係税制

自動車関係諸税については、複雑かつ過重な税体系となっており、環境負荷に応じた税負担となるよう、抜本の見直しによる簡素化が必要である。特に、地方財源に配慮した上で、自動車取得税の早期の廃止が必要である。

他方、走行距離に応じた重課も検討されているが、都市部に比べ、地方での車は「足」そのものであり、生活必需品である。このような実態にそぐわない税制改正は到底容認できない。

また、高齢者、車いす利用者を含め誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン車、バリアフリー車は、移動する権利を保障する上でも普及が望まれており、タクシー、バスなど公共交通機関における自動車重量税の免税措置の延長及び自動車取得税を含めた減税措置はさることながら、かかる車両の自家用車両についても税制上の優遇を拡充するべきである。

(2) 生態系の保全を進める新たな税制

森林環境税導入に伴う各地域での対応を慎重に検証しつつ、生物多様性、自然生態系の保全・再生に要する費用を、国民全体が広く薄く負担するための税制のあり方を検討すべき。

4. ひとりひとりの「生きる」に寄り添う税制

(1) 「ひとり親控除」の創設について

現行の「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」の各控除制度は、現在、社会的に許容されている多様な家族観、価値観、生き方にそぐわない税制になっている。それら制度を整理した上で、性別、所得、扶養、婚姻歴などで差別しない「ひとり親控除」を創設すべき。

(2) 性暴力被害などカウンセリングの医療費控除について

性暴力被害や児童虐待などによる被害の治療のため、医師の指導によらずとも、専門相談機関やその紹介によってカウンセリングやセラピーなどの心理療法を受ける際は、その費用について医療費控除の対象とすべき。

(3) 生命保険料控除制度の拡充

現役世代の社会保障への不安解消、高齢者の生活の安定に寄与するため、富裕層の節税対策に利用されないよう配慮しつつ、所得税法上及び地方税法上の生命・介護保険・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を引き上げる。

5. 日本経済の「草の根」を支える中小企業・農林水産業税制

(1) 事業承継税制の拡充

全国の小規模事業者、中小企業の経営者が高齢化する中で、後継者への円滑な事業承継

は、日本経済の屋台骨を揺るがしかねない極めて重要な課題である。事業承継税制そのものは改善されつつあるものの、法人・個人事業主の別なく、同様の措置を受けることができるよう、個人事業主においても、事業の継続に関する一定の資産を対象に、贈与税・相続税の納税猶予制度の創設が必要である。

(2) 中小企業者特別償却制度の継続等

中小企業や農林水産業における経営革新が引き続き進むよう、中小企業者が機械等、経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額特別控除の継続を行うべきである。あわせて、特に農業用設備の法定耐用年数については利用実態との乖離があることから、一定の幅を定める中で、農業者自らが選択できる制度を創設するべき。

(3) 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の継続・拡充

中小企業投資促進税制については、各事業者の利用実態に即し、その対象設備を拡充した上、「中古設備」を含めるべきである。

あわせて、中小企業経営強化税制についてはこれを継続し、人手不足解消、働き方改革、防災・耐震化設備の導入など、経営基盤の強化を図ることができるよう、その範囲を拡充すべきである。

6. お互い様に支え合う社会の実現に向けた税制

(1) 資産寄附の促進に向けた税制上の措置の創設

認定NPO法人、公益社団・財団法人、研究開発法人、学校法人、社会福祉法人、公益性の高い医療法人への、不動産、有価証券等資産による寄付が促進されるよう新たな控除の創設等、税制上の措置を講じる。

(2) フードバンクや子ども食堂への支援促進

フードバンクや子ども食堂等への現物給付を促進するため、現行の災害時救援物資と同様の全額損金算入を早期に可能とするよう税制上の措置を講じる。

(3) 協同組合等の貸倒引当金繰入限度額特別措置の延長

2018度末にて期限を迎える協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額10%増しとする特別措置を延長する。

7. 学びの意欲と多様化に応える税制について

(1) 奨学金貸与時の印紙税非課税措置の恒久化

大学等高等教育機関の学費が値上がりする中、奨学金の受給ニーズは高く、学びたいとの意欲に社会がしっかり応えるため、税制においても当然その支援を行うべきであり、特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置については、恒久化すべきである。

(2) フリースクールなど多様な学びを支える税制の検討

学びの多様化に応えるためにも、フリースクールについても、授業料への消費税非課税など、学校法人と同水準の税制上の優遇が受けられるよう、実態の調査と税制改正に向けた検討を図るべきである。

8. 万が一の災害に応える税制

相次ぐ自然災害への対処を万全にするため、火災保険等に係る異常危険準備金制度における無税積立率や洗替保証率を引き上げるなど、その制度の拡充を図るべきである。

あわせて、数多の災害に税制が十分対応できているとは必ずしも言えない。雑損控除を見直し、災害に特化した「災害損失控除」を創設するなど、新たな災害対応税制の抜本的な検討を行うべきである。

9. 地方の実情に即した地方税財政の見直し

地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すべきである。特に「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置」については地方の意見を十分に聞き、また、偏在是正の措置として地方交付税の法定率引き上げ等を行いつつ、臨時財政対策債の廃止に努めること。併せて、社会保障分野の人材確保や処遇改善、人口減少、環境、農林水産業、地域交通など、地方自治体において増大する財政需要を適切に反映させ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

以上